

令和7年6月

萩市議会定例会議案

議 案 目 次

議案番号	件 名	
5 0	令和 7 年度萩市一般会計補正予算（第 3 号）	1
5 1	令和 7 年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）	7
5 2	令和 7 年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 1 号）	11
5 3	令和 7 年度萩市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	17
5 4	萩市見島定住住宅管理条例	23
5 5	萩市犯罪被害者等支援条例	27
5 6	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	33
5 7	萩市一般職の職員の給与に関する条例及び萩市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	35
5 8	萩市税条例の一部を改正する条例	37
5 9	萩市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	43
6 0	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	45
6 1	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	49
6 2	財産の取得について	53
6 3	財産の取得について	55

議案第 50 号

令和 7 年度 萩市 一般会計 補正予算（第 3 号）

令和 7 年度萩市の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2 1, 7 1 8 千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1, 2 6 7, 4 4 8 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 5 月 2 8 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
16. 国庫支出金		3, 141, 785	3, 014	3, 144, 799
	2. 国庫補助金	714, 883	3, 014	717, 897
17. 県支出金		2, 688, 605	3, 607	2, 692, 212
	2. 県補助金	1, 360, 717	3, 607	1, 364, 324
19. 寄附金		209, 340	1, 000	210, 340
	1. 寄附金	209, 340	1, 000	210, 340
20. 繰入金		2, 944, 039	47, 197	2, 991, 236
	1. 基金繰入金	2, 944, 039	47, 197	2, 991, 236
22. 諸収入		695, 156	5, 300	700, 456
	4. 雑入	337, 156	5, 300	342, 456
23. 市債		1, 842, 200	161, 600	2, 003, 800
	1. 市債	1, 842, 200	161, 600	2, 003, 800
歳 入 合 計		31, 045, 730	221, 718	31, 267, 448

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
2. 総務費		3, 703, 723	20, 314	3, 724, 037
	1. 総務管理費	3, 091, 913	20, 314	3, 112, 227
3. 民生費		9, 418, 096	27, 838	9, 445, 934
	1. 社会福祉費	817, 986	10, 362	828, 348
	2. 障害者福祉費	2, 167, 187	1, 293	2, 168, 480
	3. 老人福祉費	2, 892, 373	12, 112	2, 904, 485
4. 衛生費	4. 児童福祉費	2, 762, 836	4, 071	2, 766, 907
		3, 476, 069	4, 604	3, 480, 673
	1. 保健衛生費	2, 646, 453	4, 604	2, 651, 057
		2, 207, 403	9, 109	2, 216, 512
6. 農林水産業費		381, 777	2, 000	383, 777
	2. 林業費	593, 918	7, 109	601, 027
	3. 水産業費			
7. 商工費		2, 025, 048	105, 545	2, 130, 593
	1. 商工費	1, 480, 059	40, 061	1, 520, 120
	2. 観光費	544, 989	65, 484	610, 473
8. 土木費		2, 201, 154	1, 055	2, 202, 209
	5. 都市計画費	763, 853	1, 055	764, 908
10. 教育費		2, 930, 956	53, 253	2, 984, 209
	1. 教育総務費	236, 727	692	237, 419
	2. 小学校費	738, 473	5, 163	743, 636
	3. 中学校費	570, 221	5, 574	575, 795
	4. 社会教育費	1, 215, 128	37, 871	1, 252, 999
	5. 保健体育費	170, 407	3, 953	174, 360
歳 出 合 計		31, 045, 730	221, 718	31, 267, 448

第 2 表 債務負担行為補正

事 項			期 間	限 度	上段 補正後 下段 補正前
環境基本計画策定業務委託事業			令和8年度 —	4,598 —	千円
萩市民館建物調査業務委託事業			令和8年度 —	31,218 —	
合 計				361,422 325,606	

第 3 表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的		上段 補正後 下段 補正前 (単位：千円)	度 額
笠 山 山 頂 展 望 台 屋 根 改 修 事 業 費			3,800 -
住 民 主 体 生 活 支 援 環 境 整 備 事 業 費			6,500 -
老 人 福 祉 施 設 改 修 事 業 費			4,500 4,000
乳 幼 児 ・ 子 ど も 医 療 費 助 成 事 業 費			43,800 41,400
相 島 生 活 館 空 調 設 備 整 備 事 業 費			2,600 -
相 島 い き い き セ ン タ ー 改 修 事 業 費			7,600 -
漁 業 集 落 放 送 設 備 整 備 費 補 助 事 業 費			5,000 -
玉 江 駅 前 ト イ レ 整 備 事 業 費			38,200 -
阿 武 川 温 泉 公 園 等 施 設 改 修 事 業 費			2,200 -
萩 ア ク テ ィ ビ テ ィ パ ー ク 施 設 改 修 事 業 費			62,900 -
萩 往 還 説 明 看 板 整 備 事 業 費			2,700 -
大 板 山 た た ら 製 鉄 遺 跡 保 存 整 備 事 業 費			19,000 -
公 民 館 等 施 設 改 修 事 業 費			4,300 -
社 会 体 育 施 設 改 修 事 業 費			3,900 -
合 計			2,003,800 1,842,200

議案第 51 号

令和 7 年度 萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度萩市の国民健康保険事業（事業勘定）特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 0 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 1 5 1, 1 0 1 千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 5 月 2 8 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3. 県支出金		4, 7 0 9, 1 9 2	3 1 6	4, 7 0 9, 5 0 8
	1. 県補助金	4, 7 0 9, 1 9 2	3 1 6	4, 7 0 9, 5 0 8
8. 国庫支出金		0	8 5	8 5
	1. 国庫補助金	0	8 5	8 5
歳 入	合 計	6, 1 5 0, 7 0 0	4 0 1	6, 1 5 1, 1 0 1

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 総務費		127,404	401	127,805
	1. 総務管理費	115,481	401	115,882
歳 出 合 計		6,150,700	401	6,151,101

議案第 52 号

令和 7 年度 萩市 国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度萩市の国民健康保険事業（直診勘定）特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 696,100 千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 5 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
7. 市債		14,800	10,000	24,800
	1. 市債	14,800	10,000	24,800
歳 入	合 計	686,100	10,000	696,100

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1. 総務費		4 2 2, 3 5 2	1 0, 0 0 0	4 3 2, 3 5 2
	1. 施設管理費	4 1 8, 7 5 7	1 0, 0 0 0	4 2 8, 7 5 7
歳 出 合 計		6 8 6, 1 0 0	1 0, 0 0 0	6 9 6, 1 0 0

第 2 表 地 方 債 補 正

		上段 補正後 下段 補正前 (単位：千円)	
		限	額
起 債 の 目 的			
国民健康保険事業 (直 診 勘 定)	費		24,800
			14,800

議案第 5 3 号

令和 7 年度萩市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度萩市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第 1 款 下水道事業収益	2, 2 2 4, 0 0 0	2, 1 1 0	2, 2 2 6, 1 1 0
第 1 項 営業収益	6 6 8, 7 6 4	1, 0 5 5	6 6 9, 8 1 9
第 2 項 営業外収益	1, 5 5 5, 2 3 6	1, 0 5 5	1, 5 5 6, 2 9 1

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第 1 款 下水道事業費用	2, 2 2 4, 0 0 0	2, 1 1 0	2, 2 2 6, 1 1 0
第 1 項 営業費用	2, 0 5 7, 6 6 5	2, 1 1 0	2, 0 5 9, 7 7 5

令和 7 年 5 月 2 8 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和7年度萩市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款) 1. 下水道事業 収益		2,224,000	2,110	2,226,110			
(項) 1. 営業収益		668,764	1,055	669,819			
	2. 雨水処理負担金	84,939	1,055	85,994			
					雨水処理負担金	1,055	
(項) 2. 営業外収益		1,555,236	1,055	1,556,291			
	2. 国庫支出金	5,900	1,055	6,955			
					国庫補助金	1,055	大規模下水道管路特別重点調査事業費

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既 決 額	補 正 額	計	備 考		
					節	金 額	内 訳
(款) 1. 下水道事業 費用		2,224,000	2,110	2,226,110			
(項) 1. 営業費用		2,057,665	2,110	2,059,775			
	1. 管渠費	145,227	2,110	147,337			
					委託料	2,110	大規模下水道管路特別重点調査業務委託料

令和7年度萩市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

千円

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	0
減価償却費	1,143,240
貸倒引当金の増減額（△は減少）	920
長期前受金戻入額	△ 625,369
受取利息及び受取配当金	△ 2
支払利息	120,103
未収金の増減額（△は増加）	400
未払金の増減額（△は減少）	1,301
固定資産除却費	77,125
退職給付引当金の増減（△は減少）	5,000
賞与引当金の増減（△は減少）	△ 102
法定福利費引当金の増減（△は減少）	4
小計	722,620
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△ 120,103
業務活動によるキャッシュ・フロー	602,519

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,052,919
国庫補助金等による収入	436,022
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 616,897

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	765,700
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 799,479
他会計からの出資による収入	264,077
財務活動によるキャッシュ・フロー	230,298

資金増加額（又は減少額）	215,920
資金期首残高	760,507
資金期末残高	976,427

令和 7 年度萩市下水道事業予定損益計算書

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

	千円	千円	千円
1 営業収益			
(1) 下 水 道 使 用 料	501,117		
(2) 雨 水 処 理 負 担 金	85,994		
(3) そ の 他 営 業 収 益	30,708	617,819	
2 営業費用			
(1) 管 渠 費	134,759		
(2) ポ ン プ 場 費	10,904		
(3) 処 理 場 費	489,837		
(4) 総 係 費	142,439		
(5) 減 価 償 却 費	1,143,240		
(6) 資 産 減 耗 費	77,125		
(7) そ の 他 営 業 費 用	1	1,998,305	
営 業 損 失			1,380,486
3 営業外収益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	2		
(2) 国 庫 支 出 金	6,955		
(3) 他 会 計 補 助 金	923,197		
(4) 長 期 前 受 金 戻 入	625,369		
(5) 雑 収 益	768	1,556,291	
4 営業外費用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	120,103		
(2) 雑 支 出	50,702	170,805	1,385,486
経 常 利 益			5,000
5 予備費			
(1) 予 備 費	5,000	5,000	△ 5,000
当 年 度 純 利 益			0
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			0

令和7年度萩市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

資 産 の 部

千円 千円 千円 千円

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		1,197,499	
ロ 建 物	3,082,551		
減価償却累計額	<u>△ 1,796,060</u>	1,286,491	
ハ 構 築 物	46,815,496		
減価償却累計額	<u>△ 21,961,387</u>	24,854,109	
ニ 機 械 及 び 装 置	13,130,082		
減価償却累計額	<u>△ 9,358,373</u>	3,771,709	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	11,087		
減価償却累計額	<u>△ 6,941</u>	4,146	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	12,786		
減価償却累計額	<u>△ 5,966</u>	6,820	
有形固定資産合計		<u>31,120,774</u>	
固 定 資 産 合 計			31,120,774

2 流動資産

(1) 現 金 預 金		976,427	
(2) 未 収 金	91,250		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 5,863</u>	<u>85,387</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>1,061,814</u>
資 産 合 計			<u>32,182,588</u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>8,318,832</u>		
企 業 債 合 計		8,318,832	
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	<u>35,874</u>		
引 当 金 合 計		<u>35,874</u>	
固 定 負 債 合 計			8,354,706

4 流動負債

(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>718,382</u>		
企 業 債 合 計		718,382	
(2) 未 払 金		167,231	

	千円	千円	千円	千円
(3) 前受金			35	
(4) 引当金				
イ 賞与引当金	6,845			
ロ 法定福利費引当金	1,339			
引当金合計		8,184		
流動負債合計				893,832
5 繰延収益				
長期前受金		35,317,753		
長期前受金 収益化累計額		△ 19,051,695		
繰延収益合計			16,266,058	
負債合計			25,514,596	
資 本 の 部				
6 資本金				5,938,568
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ その他資本剰余金	729,424			
資本剰余金合計		729,424		
剰余金合計			729,424	
資本合計			6,667,992	
負債資本合計			32,182,588	

議案第 5 4 号

萩市見島定住住宅管理条例

令和 7 年 5 月 2 8 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市見島定住住宅管理条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、萩市見島定住住宅(以下「定住住宅」という。)の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 萩市見島地区の居住環境を向上させることにより、島内の生活及び産業を支える担い手を確保し、その定住を図り、もって地域を活性化するため、定住住宅を設置する。

2 定住住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 萩市見島定住住宅

位置 萩市見島 9 5 1 番地 1

(入居申込者の公募)

第 3 条 定住住宅の入居申込者の募集は、公募により行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(入居申込者の資格)

第 4 条 定住住宅の入居申込者は、次に掲げる条件を具備するものでなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 入居の申込時において、島外に居住している者であること。
- (2) 見島に居住することができると認められる入居者又はその親族の所有する家屋を有しないこと。
- (3) 見島に定住し、地域活性化に貢献する意思を有する者であること。
- (4) 地方税等の滞納がないこと。
- (5) 入居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(入居者の選考及び決定)

第5条 市長は、前条の資格を有する入居申込者のうちから入居者を選考するため、萩市見島定住住宅入居者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 市長は、第9条第1項で準用する萩市営住宅条例(平成17年萩市条例第238号。以下「市営住宅条例」という。)第8条第1項の規定による入居の申込みがあったときは、委員会の選考により、入居者を決定する。

3 市長は、前項の規定により定住住宅の入居者を決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者に対し通知するものとする。

(家賃)

第6条 家賃は、月額20,000円とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃の額を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い、家賃の額を変更する必要があると認めるとき。

(2) 定住住宅について改良を施したとき。

(収入状況の報告の請求等)

第7条 市長は、第9条第1項において準用する市営住宅条例第16条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は同条例第19条の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予等、定住住宅への入居の措置について必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(住宅の明渡請求)

第8条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、定住住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 定住住宅を故意に損傷したとき。

- (4) 正当な理由によらないで15日以上定住住宅を使用しないとき。
- (5) 第4条第2号から第5号までに規定する資格条件を喪失したとき。
- (6) 次条において準用する市営住宅条例第23条から第28条までの規定及び萩市一般住宅条例(平成17年萩市条例第240号。以下「一般住宅条例」という。)第5条及び第6条の規定に違反したとき。

2 前項の規定により定住住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該定住住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、当該定住住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。この場合において、当該請求を受けた者が入居した日から請求の日までの期間については、それまでに支払を受けた家賃の額との差額の金銭を徴収するものとする。

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者から、請求の日の翌日から当該定住住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(市営住宅条例等の規定の準用)

第9条 市営住宅条例第4条、第8条(第3項を除く。)、第10条、第11条、第16条、第18条から第28条まで、第41条、第64条から第66条まで及び第68条の規定は、定住住宅の管理において準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「定住住宅」と、第8条第1項中「前2条」とあるのは「萩市見島定住住宅管理条例第4条」と、第18条第1項中「前条第2項」とあるのは「萩市見島定住住宅管理条例第9条第2項で準用する一般住宅条例第8条第2項」と読み替えるものとする。

2 一般住宅条例第5条、第6条及び第8条から第12条までの規定は、定住住宅の管理において準用する。この場合において、これらの規定中「一般住宅」とあるのは「定住住宅」と、第11条及び第12条中「第7条」とあるのは「萩市見島定住住宅管理条例第6条」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、定住住宅の入居者の決定に関して必要な手続その他の行為をすることができる。

議案第 5 5 号

萩市犯罪被害者等支援条例

令和 7 年 5 月 2 8 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市犯罪被害者等支援条例

安全で安心して暮らせる地域社会を実現することは、全ての市民の願いである。しかしながら、誰もがある日突然、犯罪等の被害者又はその家族若しくはその遺族となる可能性がある。そして、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害にとどまらず、これに起因する心身の不調や経済的な問題、更には、周囲の偏見や無理解による心ない言動等二次的被害にも苦しめられている。

こうした中において、安全で安心なまちづくりを推進するためには、犯罪被害者等の被害からの回復と被害の軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた取組を進めることが必要である。

こうした認識の下、犯罪被害者等が孤立することなく、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号）に基づき、本市における犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、市、市民等、事業者及び学校等の責務を明らかにし、犯罪被害者等への支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の配慮に

欠ける言動、インターネット等による誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(4) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

(5) 市民等 市内に居住又は通勤若しくは通学する者をいう。

(6) 事業者 市内において事業を営む個人、法人その他の団体をいう。

(7) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。

(8) 関係機関等 国、山口県その他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等への支援を行う公共的団体及び民間支援団体その他の犯罪被害者等への支援に係るものをいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等への支援は、犯罪等による直接的な被害、二次的被害及び再被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、犯罪被害者等のプライバシーに配慮し、迅速かつ適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等への支援に関し、市民等、事業者、学校等及び関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、市の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援

の必要性について理解を深め、二次的被害及び再被害が生じないように十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、市が行う犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の労働環境の整備その他必要な措置を講じるとともに、その事業活動を行うに当たって、二次的被害及び再被害が生じないように十分配慮の実施に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が行う犯罪被害者等への支援に協力するよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第7条 学校等は、犯罪被害者等である在学者及び施設利用者（以下「在学者等」という。）が置かれている状況を踏まえ、学校等での活動において二次的被害及び再被害を受けることがないように、家庭及び関係機関等と連携して、児童又は生徒の発達段階に応じた適切な支援を行うとともに、他の児童又は生徒の受ける影響についても十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 学校等は、市が行う犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、情報の提供、助言その他必要な支援を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等への支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

- 3 市は、犯罪被害者等からの相談を受けるときは、当該犯罪被害者等の心身の状況等に配慮した対応に努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第10条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全の確保を図るため、犯罪被害者等に係る個人情報 の適切な取扱いの確保その他必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、住居に関する情報の提供等必要な施策を講じるものとする。

(雇用の安定)

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次的被害及び再被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について事業者の理解を深めるための啓発活動その他必要な施策を行うものとする。

(市民等の理解の増進)

第14条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等への支援の必要性並びに二次的被害及び再被害を防止することの重要性について市民等の理解を深めるよう、広報、啓発活動その他の必要な施策を講じるものとする。

(民間支援団体との連携及び協力)

第15条 市は、犯罪被害者等への支援を行う民間の団体との連携及び協力に努め、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な施策を講じるものとする。

(支援の制限)

第16条 市は、犯罪被害者等への支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等への支援を行わないことができる。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
令和 7 年 5 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(萩市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 1 条 萩市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年萩市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に、
「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(萩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 萩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年萩市条例第 288 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(萩市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 萩市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年萩市条例第 293 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）
附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 57 号

萩市一般職の職員の給与に関する条例及び萩市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 5 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市一般職の職員の給与に関する条例及び萩市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(萩市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 萩市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年萩市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 イ医療職給料表（2）備考中「栄養士」の次に「、管理栄養士」を加える。

別表第 3 ウ医療職給料表（2）中

「

1 級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士又は作業療法士（以下「栄養士等」という。）の職務
-----	---

」を

「

1 級	栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士又は作業療法士（以下「栄養士等」という。）の職務
-----	---

」に

改める。

(萩市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 萩市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年萩市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ウ医療職給料表（2）中

「

1 級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士又は作業療法士（以下「栄養士等」という。）の職務
-----	---

」を

「

1 級	栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士又は作業療法士（以下「栄養士等」という。）の職務
-----	---

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 58 号

萩市税条例の一部を改正する条例

令和 7 年 5 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市税条例の一部を改正する条例

萩市税条例（平成 17 年萩市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

る。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量

を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の萩市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の萩市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、萩市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 萩市税条例第 9 4 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 59 号

萩市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 5 月 28 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

萩市基金の設置及び管理に関する条例（平成 20 年萩市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 13 号及び第 14 号を削り、第 15 号を第 13 号とし、第 16 号から第 23 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 0 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 2 8 日提出

萩市長 田 中 文 夫

総合整備計画書

山口県萩市見島本村辺地
(辺地の人口551人・面積4.0km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

いくらげ、うね、そせ婦、なごうた、なごう田、浦地、横畑、王神、下坂下り、下城ヶ原、下杖畑、下大平、下中山、下尾山、下蓑干、下老ノ木、河原畑、角畑、茅ノ内、久保田、宮崎、堅田、見田、後通り、江良、荒谷、高見山、高上、山口、山崎、寺山、住吉、小柄作、上ノ山、上杖畑、上大平、上中山、上蓑干、神田、吹戸、瀬畑、瀬付、瀬附、正覚坊、西遠田、西栗畑、西赤穂津、西大内、西樽見、西通り、西払子、石原、石原畑、扇畑、前尾山、草谷、蔵干、蔵崎、打越、大角畑、大久保、大歳、大谷、大峠、棚ヶ上、中小路、中尾山、天女、田屋、田尻、東赤穂津、東大内、東通り、東払子、南赤穂津、南払子、八町八反、晩台山、晩臺山、樋ノ口、俵畑、苗代、平瀬、別屋、片く、片尻、法入道、北坂下り、北正覚坊、北尾山、槇、満ぜ、名切、明屋、明氏田、木ノ口、目崎、薬師畑、藪作り、遊禰、老ノ木

(2) 地域の中心の位置

萩市見島19番地8

(3) 辺地度点数

231点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本土（浜崎港）から北方44.3kmの日本海西部に浮かぶ孤立小型の離島である。

交通機関は、1日2～3往復の定期船が就航し、約70分で辺地と本土を結んでいる。産業は農業及び漁業が中心で、これに観光業が付随している。

これまで生活基盤施設や教育文化施設の整備、農水産業振興のための諸事業を推進してきたが、今後さらに生活環境等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

3 公共施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
診療施設	萩市	27,590	8,794	18,796	18,500
情報通信施設	萩市	30,200		30,200	19,900
共同牛舎施設	萩市	150,739	69,611	81,128	81,000
集会施設	萩市	11,631		11,631	11,500
合計		220,160	78,405	141,755	130,900

議案第 6 1 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 2 8 日提出

萩市長 田 中 文 夫

総合整備計画書

山口県萩市相島辺地
(辺地の人口102人・面積1.7km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

カフクロ、こふろく、スモト、安台、井ノ上、永見、於市ヶ森、奥山、下屋崎、火ノ舟、火舟、開作、貝津、鎧所、宮ノ甲、牛ヶ久保、京園端、京坊、教円畑、後、高平、高平口、合ノ前、根瀧、坂ノ上、三好、志和津、寺ノ上、寺之上、篠竹、小桑、小森、小池、松葉、乗越、常井、須本、水ヶ平、生垣、赤刈、川、船戸、船津、大ビラ、大山、大迫、大畑、大品畠、大平、大磯、中畑、中尾、長見、長迫、陳勢、田畑、登年、入海、入海滝平、尾尻、平曾、平瀬、網代作り、網代滝平、野々井、林

(2) 地域の中心の位置

萩市相島168番地2

(3) 辺地度点数

233点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

相島は本土（浜崎港）から北方14.2kmの日本海西部に浮かぶ外海本土近接型の離島である。

交通機関は、1日3往復の定期船が就航し、約40分で辺地と本土を結んでいる。人口は辺地の南東部に密集しており、産業は、葉タバコやスイカ等の農業が中心で、これに浅海の水産業が付随した構造となっている。

これまで生活基盤施設や教育文化施設の整備、農水産業振興のための諸事業を推進してきたが、今後さらに生活環境等の整備を推進し、生活文化水準の向上を図る必要がある。

3 公共施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
高齢者福祉施設	萩市	2,684		2,684	2,600
集会施設	萩市	7,678		7,678	7,600
合計		10,362		10,362	10,200

議案第 6 2 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年萩市条例第 2 4 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 2 8 日提出

萩市長 田 中 文 夫

- 1 買 入 財 産 萩市消防団むつみ方面団むつみ第 1 分団 C D - I 型消防ポン
プ自動車
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買 入 価 格 金 2 6 , 2 9 9 , 4 4 0 円
- 4 買 入 先 山口県山口市朝田 1 0 2 7 4 番地 4
株式会社クマヒラセキュリティ山口支店
支店長 中村 幸一

議案第 6 3 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年萩市条例第 2 4 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 2 8 日提出

萩市長 田 中 文 夫

- 1 買 入 財 産 萩市消防団川上方面団川上本部分団 C D - I 型消防ポンプ自動車
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買 入 価 格 金 2 6 , 1 6 5 , 3 2 0 円
- 4 買 入 先 山口県宇部市昭和町四丁目 1 1 番 5 3 号
有限会社 藤中ポンプ店
代表取締役 藤中 義久